

人事院会議議事録

会議日

令和8年6月25日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 土生人事官 菅原人事官
(幹事) 佐々木事務総長、荒竹総括審議官
(説明員) (人材局)
田中企画課長

議題

平成26年人事院公示第22号の一部改正

議事の概要

- 議題「平成26年人事院公示第22号の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

院議資料

平成26年人事院公示第22号の一部改正について

令和8年6月25日
人 材 局

1 概要

経験者採用試験は、民間企業等における勤務経験等を有する者を国家公務員の係長級以上の官職に採用するための採用試験であり、その受験資格については官職等に応じて、人事院が定めることとされている。

今般、従来実施している気象庁経験者採用試験（係長級（技術））（以下「気象庁経験者採用試験」という。）の受験資格について、当該試験の対象官職に係る近年の業務内容の変化等を踏まえ、受験者を広く誘致する観点から、大学等又は大学院の課程等において修める必要のある課程に関する要件を撤廃するため、平成26年人事院公示第22号の一部を改正する。

2 人事院公示の改正内容

気象庁経験者採用試験の受験資格の要件について、上記1に鑑み、別表第4に規定する気象庁経験者採用試験の受験資格のうち、「大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、土木、物理、地球科学又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの」の要件を削除する改正を行う。

3 意見公募手続の結果

今般の人事院公示の改正に当たり、令和8年5月20日から6月18日まで意見公募手続を実施したところ、意見が3件提出された。これら意見に対しては、別添のとおり人事院の考え方を示した上で、意見公募手続に付した原案のとおり公示を制定することとしたい（別紙2参照）。

4 公布日・施行日

令和8年7月1日

以 上

人事院公示第●号

人事院は、人事院規則 8—18（採用試験）第 8 条第 3 項の規定に基づき、平成 26 年人事院公示第 22 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 8 年 7 月 1 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第4

| 種類ごとの名称 | 区分試験 | 受験資格 |
|---------------------|------|--|
| (略) | (略) | (略) |
| 気象庁経験者採用試験（係長級（技術）） | | 試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者 |

改正前

別表第4

| 種類ごとの名称 | 区分試験 | 受験資格 |
|---------------------|------|--|
| (略) | (略) | (略) |
| 気象庁経験者採用試験（係長級（技術）） | | 試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した <u>者</u> で、 <u>これらの大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、土木、物理、地球科学又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの</u> |

2 この決定による改正は、令和8年7月1日から効力を発生する。

「平成26年人事院公示第22号の一部を改正する人事院公示案」の概要に対して提出された御意見と人事院の考え方

| 番号 | 御意見の概要 | 人事院の考え方 |
|----|--|--|
| 1 | <p>国家公務員採用に関しては国籍の提出 帰化3世以降とすべし。 国の税金で採用される国家公務員は日本国籍である事。とすべし。</p> | <p>人事院規則8-18（採用試験）第9条の規定により、日本の国籍を有しない者は採用試験を受けることができないとされております。</p> |
| 2 | <p>受験資格のうち、「大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、土木、物理、地球科学又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの」の要件を削除すると、受験者に課せられる試験は基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験という理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>今般の改正は試験種目を改正するものではないため、当該試験の試験種目は御認識のとおりです。</p> |
| 3 | <p>本案だけでなく、他省庁においても見直すべきなのではないのか。</p> | <p>経験者採用試験の受験資格は、当該試験の対象となる官職に求められる能力や専門性について、その採用を行う府省の意見等も踏まえつつ定めております。 今後も引き続き、受験資格を含む経験者採用試験の在り方については、採用府省との意見交換等を行いながら検討してまいります。</p> |